

契約事務取扱細則第26条の2に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の 区分	応札・応 募者数	
移動式X線撮影装置接続作業	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年4月1日	株式会社ソフトウェア・サービス 大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目6番1 号	パッケージソフトウェア等、製造者による 固有の仕組み(著作権)が備わっている システムであり、他の業者に保守・修理を 行わせると安定的な稼働が担保されない ため	-	1,393,700	-	-	-	-	-	
駐車場使用	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年4月24日	安村 兼一 東近江市五智町150-3	病院運営に必要な近隣の土地等を有す る者が限られるため	-	10,500,000	-	-	-	-	-	R2.5.1~R7.4.30
アイソポッドチョイスプラス	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年5月29日	(株)増田医科器械 京都市伏見区竹田藁屋町50番地.	契約に係る予定価格が少額であることか ら、会計規程第52+F24条第5項に該当す るため。	-	1,595,880	-	-	-	-	-	
全自動遺伝子解析装置	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年8月17日	(株)増田医科器械 京都市伏見区竹田藁屋町50番地.	緊急の必要により競争に付することがで きない場合として、会計規程第52条第4 項に該当するため。	-	8,932,000	-	-	-	-	-	
ノートパソコン 14台	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年8月22日	(株)ソフトウェア・サービス 大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目6番1号	契約に係る予定価格が少額であることか ら、会計規程第52+F24条第5項に該当す るため。	-	1,536,192	-	-	-	-	-	
高度放射線治療システムアップグレード	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年9月14日	(株)たけびし 京都市右京区西京極豆田町29	当該業務を遂行できる唯一の業者であ り、他に対応できる業者がいないことか ら、会計規程第52条第4項に該当するた め。	-	35,728,000	-	-	-	-	-	
自動血球洗浄遠心機	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年10月7日	(株)増田医科器械 京都市伏見区竹田藁屋町50番地.	契約に係る予定価格が少額であることか ら、会計規程第52+F24条第5項に該当す るため。	-	1,589,500	-	-	-	-	-	
階段避難者 6台	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年10月16日	(株)増田医科器械 京都市伏見区竹田藁屋町50番地.	契約に係る予定価格が少額であることか ら、会計規程第52条第5項に該当するた め。	-	1,378,080	-	-	-	-	-	
人工呼吸器	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年10月22日	エア・ウォーター・リンク(株) 京都市伏見区竹田向代町132-1	緊急の必要により競争に付することがで きない場合として、会計規程第52条第4 項に該当するため。	-	14,993,000	-	-	-	-	-	
気管支ビデオスコープ	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年11月2日	(株)ダテ・メディカルサービス 京都市伏見区竹田北三杭町48	緊急の必要により競争に付することがで きない場合として、会計規程第52条第4 項に該当するため。	-	3,581,600	-	-	-	-	-	
エアウェイマネジメントモバイルスコープ	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年11月2日	(株)ダテ・メディカルサービス 京都市伏見区竹田北三杭町48	緊急の必要により競争に付することがで きない場合として、会計規程第52条第4 項に該当するため。	-	1,452,000	-	-	-	-	-	
全身用X線CT装置	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年11月6日	(株)フィリップス・ジャパン 東京都港区港南2丁目13-37	緊急の必要により競争に付することがで きない場合として、会計規程第52条第4 項に該当するため。	-	52,965,000	-	-	-	-	-	
セントラルモニターシステム	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年11月11日	(株)増田医科器械 京都市伏見区竹田藁屋町50番地.	緊急の必要により競争に付することがで きない場合として、会計規程第52条第4 項に該当するため。	-	20,845,000	-	-	-	-	-	
CT撮影装置売払い	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年11月12日	西村医科器械(株) 京都市南区上鳥羽八王神町62-1	緊急の必要により競争に付することがで きない場合として、会計規程第52条第4 項に該当するため。	-	2,970,000	-	-	-	-	-	
遠心血液ポンプシステム	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年11月13日	(株)京都医療設計 京都市山科区四ノ宮神田町4番地	緊急の必要により競争に付することがで きない場合として、会計規程第52条第4 項に該当するため。	-	14,185,600	-	-	-	-	-	

物品等又は役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ネーザルハイフロー	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和3年2月12日	(株)三笑堂 京都市南区上鳥羽大物町68	緊急の必要により競争に付することができない場合として、会計規程第52条第4項に該当するため。	-	2,038,410	-	-	-	-	-	
加温加湿器搭載型フロージェネレーター	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和3年2月12日	(株)三笑堂 京都市南区上鳥羽大物町68	緊急の必要により競争に付することができない場合として、会計規程第52条第4項に該当するため。	-	1,512,280	-	-	-	-	-	
電子スコープ	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和3年2月12日	石黒メディカルシステム(株) 京都市伏見区竹田中川原町381	緊急の必要により競争に付することができない場合として、会計規程第52条第4項に該当するため。	-	11,660,000	-	-	-	-	-	
唾液腺内視鏡	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和3年2月12日	石黒メディカルシステム(株) 京都市伏見区竹田中川原町381	緊急の必要により競争に付することができない場合として、会計規程第52条第4項に該当するため。	-	2,187,900	-	-	-	-	-	
ヒステロビデオスコープ	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和3年2月12日	(株)ダテ・メディカルサービス 京都市伏見区竹田北三杭町48	緊急の必要により競争に付することができない場合として、会計規程第52条第4項に該当するため。	-	2,138,730	-	-	-	-	-	
ICUベッド(体重測定機能付き)	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和3年2月12日	(株)増田医科器械 京都市伏見区竹田藁屋町50番地.	緊急の必要により競争に付することができない場合として、会計規程第52条第4項に該当するため。	-	2,690,600	-	-	-	-	-	
検診台 メグジョイナチュラル回転タイプ	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和3年2月12日	(株)増田医科器械 京都市伏見区竹田藁屋町50番地.	緊急の必要により競争に付することができない場合として、会計規程第52条第4項に該当するため。	-	2,442,000	-	-	-	-	-	
検診台 メグジョイEXフルフラット/回転タイプ	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和3年2月12日	(株)増田医科器械 京都市伏見区竹田藁屋町50番地.	緊急の必要により競争に付することができない場合として、会計規程第52条第4項に該当するため。	-	2,715,900	-	-	-	-	-	
X線CT装置AquilionCXL(IVR-CT)修理	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター 滋賀県東近江市五智町255 院長 井上 修平	令和2年2月15日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 滋賀サービスセンタ 滋賀県大津市中央3丁目1-8	緊急に修理しなければ診療に支障を来すため	-	1,947,000	-	-	-	-	-	

(注1)「再就職の役員の数(人)」は、機構の常勤役員であったものが契約を締結した日に厚生労働省の所管公益法人(民法第34条の規定に基づき設立された法人)に役員として在職している人数。

(注2)公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。